

京都市建築基準法施行細則新旧対照表

現行	改正後
<p>○京都市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 7 月 1 日 規則第 3 9 号 (略)</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (確認申請書の添付図書)</p> <p>第 3 条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高さが 2 メートルを超える崖に近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第 7 条第 1 号の規定の適用を受けるとき <u>宅地造成等規制法第 8 条第 1 項</u>又は都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けたことを証する書面</p>	<p>○京都市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成元年 7 月 1 日 規則第 3 9 号 (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>改正 令和 6 年 4 月 1 日規則第 9 1 号</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 (略) (確認申請書の添付図書)</p> <p>第 3 条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高さが 2 メートルを超える崖に近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第 7 条第 1 号の規定の適用を受けるとき <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項</u>又は都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けたことを証する書面 <u>(崖の地表面に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 14 条第 1 号(同令第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定により崖面崩壊防止施設(同令第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。)が設置されている場合にあつては、その位置を明示した図書を含む。)</u></p>

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書(付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近見取図又は配置図を除く。)その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書

エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき 崖の地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又は口に該当することを証する図書

オ 建築基準条例第7条第5号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書

(7)～(12) (略)

第4条～第5条 (略)

(確認申請の取下げ)

第6条 確認の申請をした者は、確認済証又は法第6条第7項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届を建築主事に提出しなければならない。

第7条～第22条 (略)

(敷地境界線の変更)

第23条 敷地の境界線を変更しようとする者は、敷地境界線変更届に別表第4に

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書(付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近見取図又は配置図を除く。)その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書

エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき 崖の地表面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項第1号イ又は口に該当することを証する図書

オ 建築基準条例第7条第5号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書

(7)～(12) (略)

第4条～第5条 (略)

(確認申請の取下げ)

第6条 確認の申請をした者は、確認済証又は法第6条第7項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届を建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。

第7条～第22条 (略)

(敷地境界線の変更)

第23条 敷地の境界線を変更しようとする者は、敷地境界線変更届に別表第4に

掲げる図書その他市長又は建築主事が必要と認める図書を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。

(工事施工者等の選定及び建築主等の変更)

第24条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、確認済証の交付を受けた後に工事施工者を定めたとき、又は法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めたときは、選定届を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認済証の交付を受けた後に建築主等、その代理者、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、建築主等変更届を建築主事に提出しなければならない。

第25条 削除

(工事の取りやめ)

第26条 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、その工事の全部又は一部を取りやめるときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届に当該確認済証及び工事を取りやめる部分を明示した図書(工事の一部を取りやめる場合に限る。)を添えて、建築主事に提出しなければならない。

第27条～第31条 (略)

(確認等の取消し)

第32条 市長又は建築主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例、らくなん進都条例、文化芸術地区条例、産業集積特別工業地区条例、外環沿道地区条例、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、認定、認可、指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは、その確認等を取り消すことがある。

掲げる図書その他市長又は建築主事若しくは建築副主事が必要と認める図書を添えて、市長又は建築主事若しくは建築副主事に提出しなければならない。

(工事施工者等の選定及び建築主等の変更)

第24条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、確認済証の交付を受けた後に工事施工者を定めたとき、又は法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めたときは、選定届を建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認済証の交付を受けた後に建築主等、その代理者、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、建築主等変更届を建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。

第25条 削除

(工事の取りやめ)

第26条 確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主等は、その工事の全部又は一部を取りやめるときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届に当該確認済証及び工事を取りやめる部分を明示した図書(工事の一部を取りやめる場合に限る。)を添えて、建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。

第27条～第31条 (略)

(確認等の取消し)

第32条 市長又は建築主事若しくは建築副主事は、建築主等が法、令、建築基準条例、原谷条例、西陣条例、京都御苑条例、職住共存条例、御池通沿道条例、らくなん進都条例、文化芸術地区条例、産業集積特別工業地区条例、外環沿道地区条例、高度地区計画書又はこの規則の規定による確認、許可、認定、認可、指定又は承認（以下この条において「確認等」という。）の申請書又は添付図書に不実の記載をして確認等を受けたものであることが判明したときは、その確認等を取り消すことがある。

第33条～第47条 (略)

附 則  
(略)

別表第1～別表第8 (略)

第1号様式～第12号様式の2 (略)

第13号様式

選 定 届

(宛先) <u>建 築 主 事</u>	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

京都市建築基準法施行細則第24条第1項の規定により届け出ます。

確認済証交付年月日及び確認済証番号	年 月 日 第 号
-------------------	-----------

第33条～第47条 (略)

附 則  
(略)

附 則 (令和6年4月1日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年6月6日から施行する。

別表第1～別表第8 (略)

第1号様式～第12号様式の2 (略)

第13号様式

選 定 届

(宛先)	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

京都市建築基準法施行細則第24条第1項の規定により届け出ます。

確認済証交付年月日及び確認済証番号	年 月 日 第 号
-------------------	-----------

第13号様式の2

建築主等変更届

(宛先) <u>建築主事</u>	年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市建築基準法施行細則第24条第2項の規定により届け出ます。

変更の種別	<input type="checkbox"/> 建築主	<input type="checkbox"/> 設置者	<input type="checkbox"/> 築造主	<input type="checkbox"/> 代理者
	<input type="checkbox"/> 工事監理者	<input type="checkbox"/> 工事施工者		

第13号様式の2

建築主等変更届

(宛先)	年 月 日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市建築基準法施行細則第24条第2項の規定により届け出ます。

変更の種別	<input type="checkbox"/> 建築主	<input type="checkbox"/> 設置者	<input type="checkbox"/> 築造主	<input type="checkbox"/> 代理者
	<input type="checkbox"/> 工事監理者	<input type="checkbox"/> 工事施工者		